

クマ類の保護及び管理に関する現状

1. 分布状況

クマ類の最新の分布状況を図 1 に示した。環境省が 2003 年に実施した第 2 回自然環境保全基礎調査と比較して、2014 年に日本クマネットワークが実施した分布調査では、ヒグマ・ツキノワグマとも全国のほぼすべての地域で拡大が認められた。市街地や農耕地のすぐ近くまで分布域が迫ってきている。

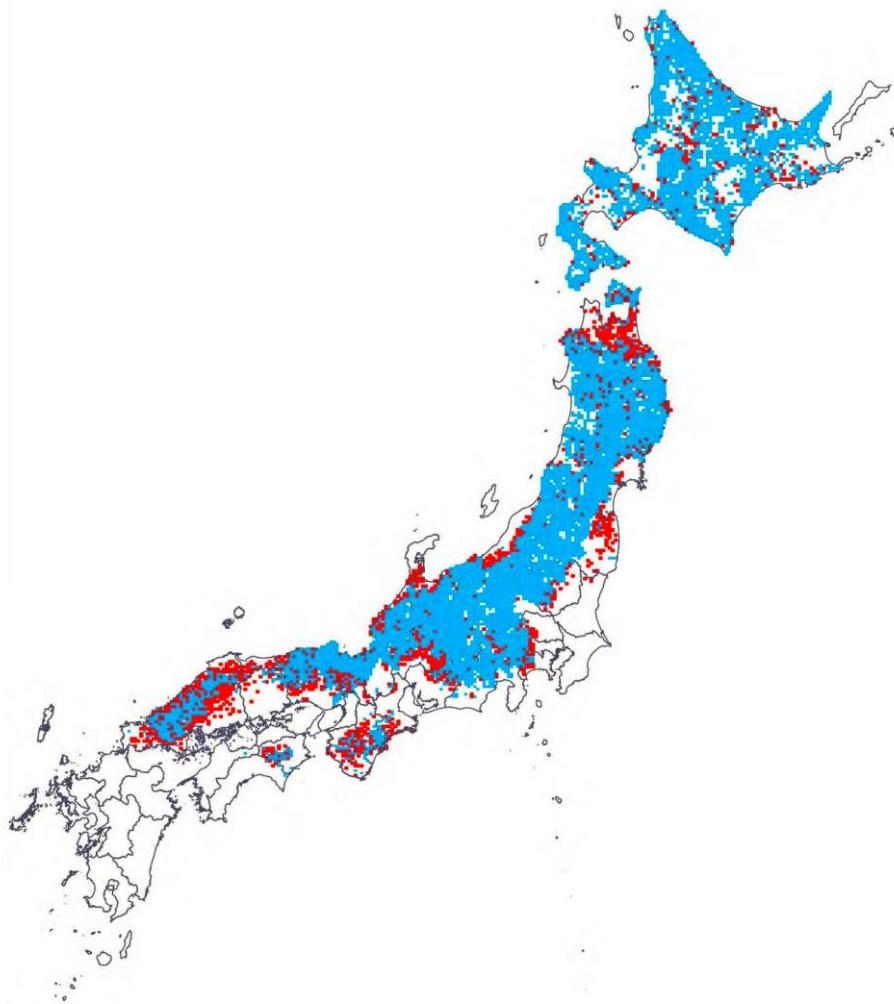


図 1 クマ類の分布状況

※JBN (2014)「ツキノワグマおよびヒグマの分布域拡縮の現況把握と軋轢抑止および危機個体群回復のための支援事業」報告書より引用。環境省 (2004) による分布確認地点は水色で、その後の分布拡大エリアは赤色で示されている。

2. 捕獲状況

ヒグマの捕獲数を図2に、ツキノワグマの捕獲数を図3にそれぞれ示した。クマ類は狩猟獣であるため、狩猟及び許可捕獲（特定計画による個体数調整及び有害鳥獣捕獲）が行われている。ヒグマ、ツキノワグマとともに、近年は許可捕獲の占める割合が高くなっている。

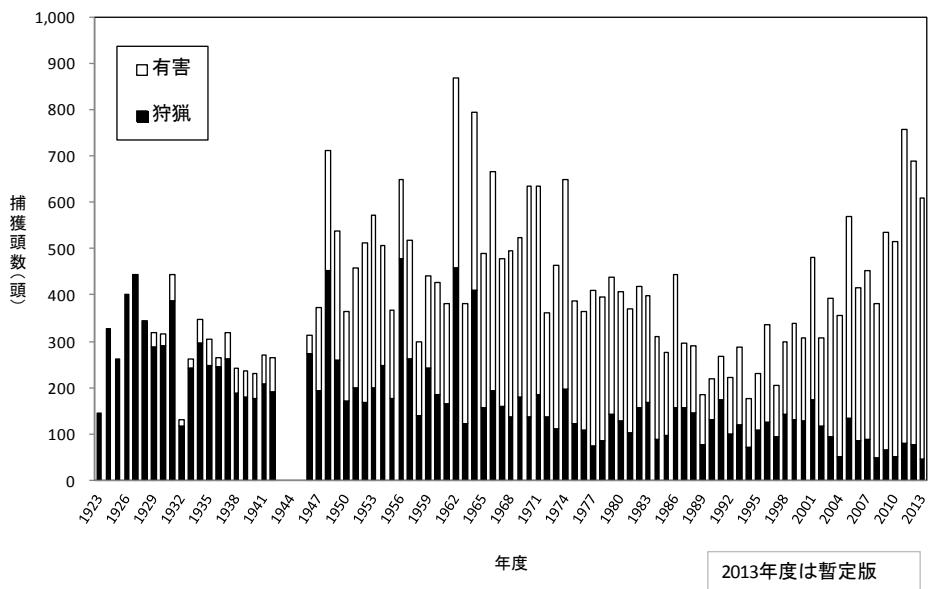


図2 ヒグマの捕獲数の推移（1923–2013年度）

※鳥獣関係統計（環境省HP）より作成

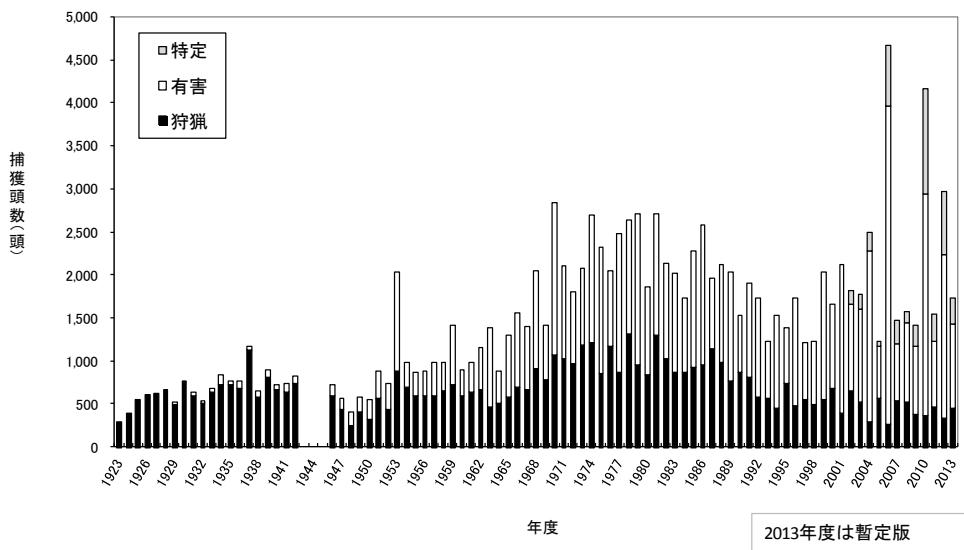


図3 ツキノワグマの捕獲数の推移（1923–2013年度）

※鳥獣関係統計（環境省HP）より作成

今年度の許可捕獲数（12月までの暫定値）は、ツキノワグマが1219頭となり、昨年度と比較すると約1/3の捕獲数となった。一方、ヒグマは558頭であり、この10年間では、過去4番目に多い捕獲頭数であった（図4）。

許可捕獲数の推移を地方別に見ると、今年度の許可捕獲頭数は昨年度と比較して軒並み少なくなったが、近畿地方のみ昨年度よりも捕獲数が微増となった。なお、今年度の許可捕獲数は12月までの暫定値であり、最終的な集計値とは異なる場合がある。

※各地方の許可捕獲数は以下の都府県の集計値。

東北地方：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東地方：栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県

甲信越地方：山梨県、長野県、新潟県

北陸地方：富山県、石川県、福井県

東海地方：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿地方：滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国地方：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

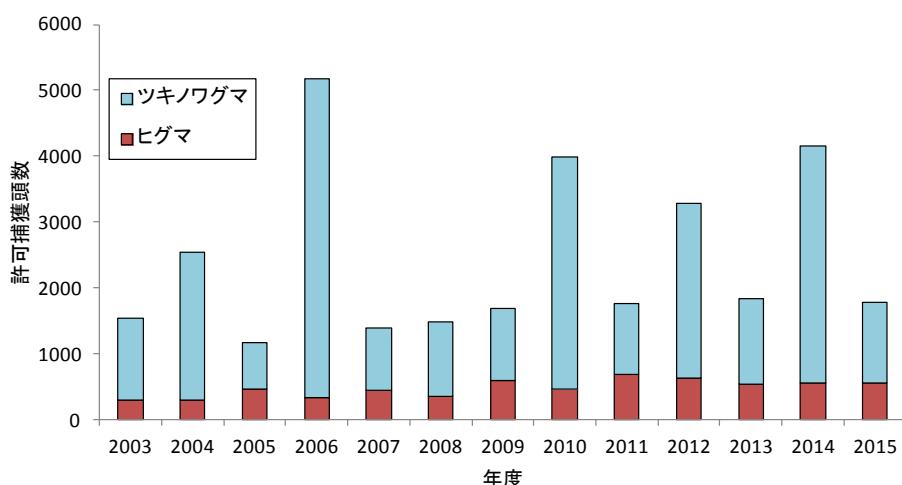


図4 近年のクマ類の許可捕獲数

※環境省HPより作成（2015年度は12月までの暫定値）

※捕殺数及び非捕殺数の合計値

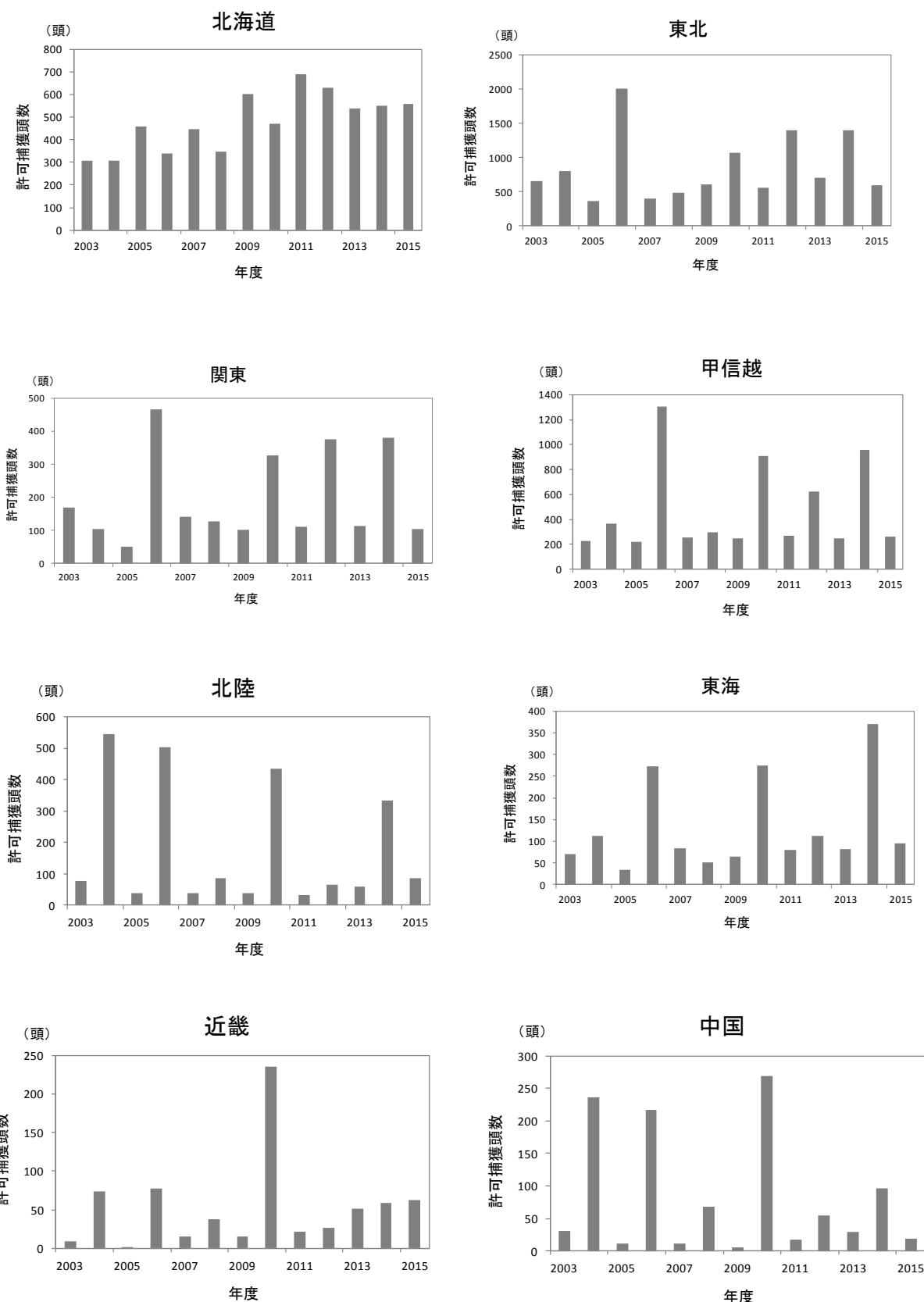


図5 近年のクマ類のブロック別許可捕獲数

※環境省HPより作成 (2015年度は12月までの暫定値)

※捕殺数及び非捕殺数の合計値

3. 被害状況

(1) 農林業被害

クマ類による農作物被害面積は、近年の野生鳥獣による農作物被害面積のうち全体の約1%と低く、1,000ha前後で推移している（図6）。農作物被害量及び農作物被害金額においても全体の2~3%程度で、割合としては低く、近年は概ね横ばいで推移している（図7及び図8）。面積、量、金額ともに、2013（平成25）年度には減少を示したが、2014（平成26）年度には、増加を示している。

森林被害についても農作物被害と同様に、他の野生動物に比べて低く、クマ類による森林被害面積の割合は全体の約1割である。また、被害面積の推移を見ると年度間のばらつきはあるものの、1990（平成2）年度までは減少傾向にあったが、その後増加傾向を示し、2006（平成18）年度までは500ha前後で推移した。その後急激に増加し、2011（平成23）年度までは1,000ha前後で高止まりしていたが、2012（平成24）年度以降は600ha前後に減少した（図9）。

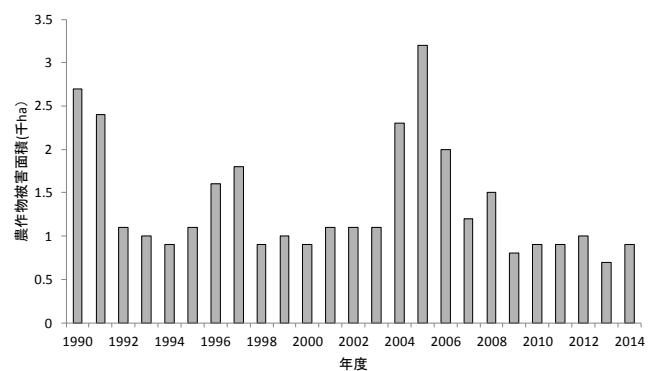


図6 クマ類による農作物被害面積の推移（千ha）

※農水省HPデータより作成

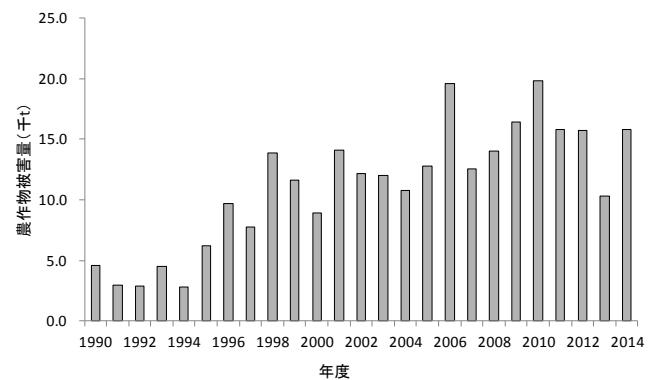


図7 クマ類による農作物被害量の推移（千t）

※農水省HPデータより作成

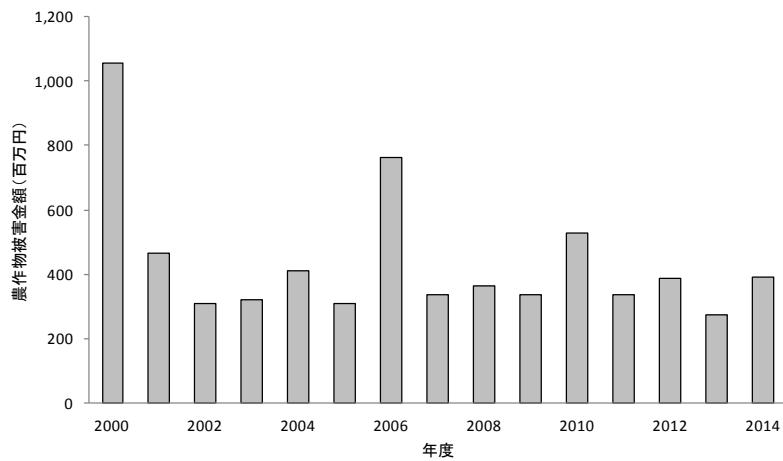


図 8 クマ類による農作物被害金額の推移 (百万円)

※農水省 HP データより作成

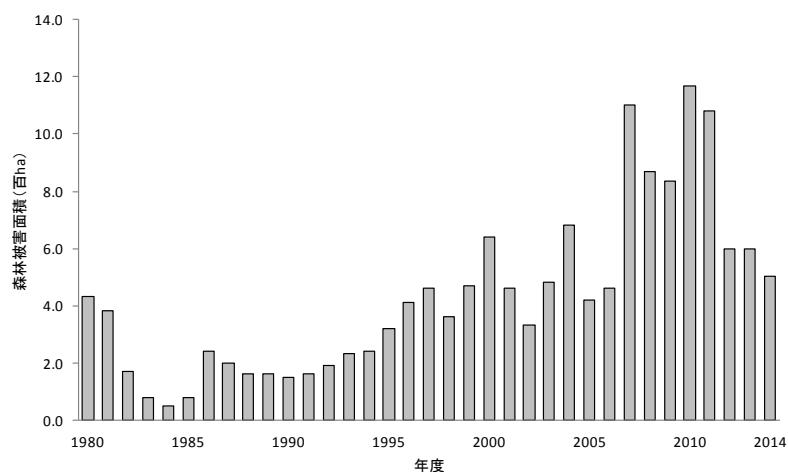


図 9 クマ類による森林被害面積の推移 (百 ha)

※農水省 HP データより作成

(2) 人身被害

許可捕獲数が多い年に人身被害件数も増加する傾向があり、2014（平成 26）年度には被害件数が 116 件にも及んだが、今年度（12 月までの暫定値）は半減し、約 50 件に留まった（図 10）。また、クマ類による負傷者数の推移をみると、大量出没があった 2004（平成 16）年、2006（平成 18）年、2010（平成 22）年、2014（平成 26）年には、軒並み負傷者数が 100 人を超えていた（図 11）

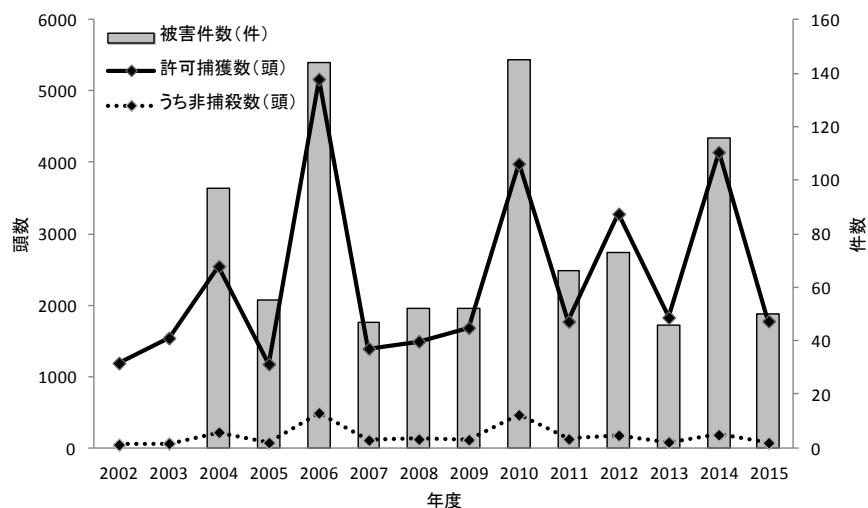


図 10 クマ類の許可捕獲数及び人身被害件数

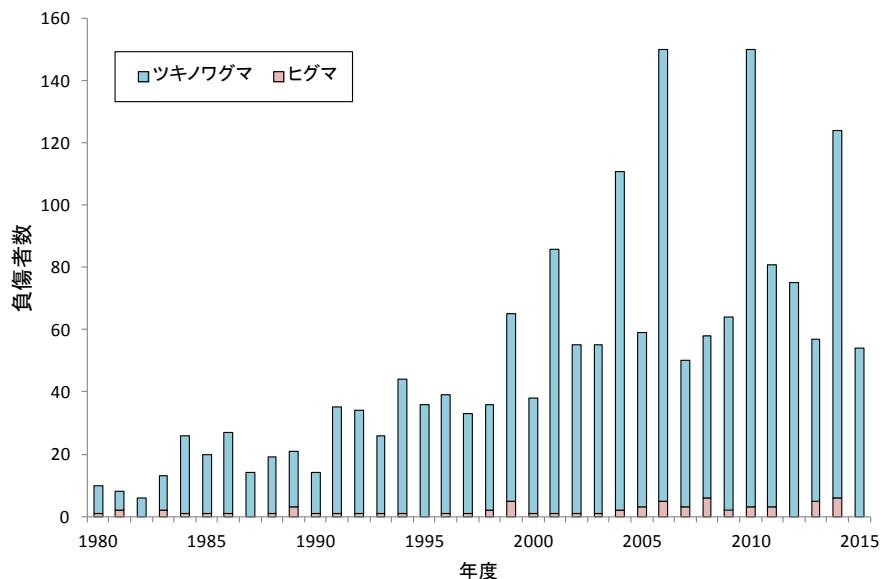


図 11 クマ類による負傷者数の推移

※環境省 HP より作成（2015 年度は 12 月までの暫定値）

4. 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の策定状況

2015（平成 27）年 5 月 29 日に施行された鳥獣保護管理法により、「その生息数が著しく減少し、または生息地の範囲が縮小している鳥獣」の保護については、第一種特定鳥獣保護計画、「その生息数が著しく増加し、または生息地の範囲が著しく拡大している鳥獣」の管理については、第二種特定鳥獣管理計画を策定することになった。現在、クマ類においては、9 府県で第一種特定鳥獣保護計画が策定され、12 県で第二種特定鳥獣管理計画が策定されている（参考資料 1）